(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月 17日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者〒289-0623

住 所 千葉県香取郡東庄町宮野台1-58

氏 名 東洋合成工業株式会社 香料工場

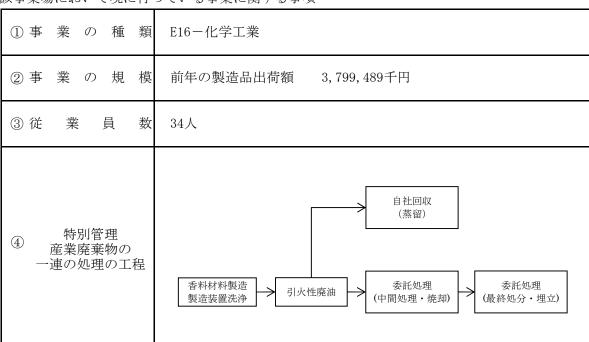
工場長 鈴木 歩

電話番号 0478-87-2830

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東洋合成工業株式会社 香料工場
事業場の所在地	千葉県香取郡東庄町宮野台1-58
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項



(日本産業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図) 工場長 産業廃棄物管理者 品 環 生. 晳 業 境 設 廃 管 務 安 備 産 棄 課 理 課 全 課 物 課 課 担 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 【前年度(令和5年度)実績】 特別管理産業廃棄物の種類 燃えやすい廃油 排 出 量 413.9 t t (これまでに実施した取組) ①現状 排出量削減の為の取り組みとして製造工程の改善及び製造収率向上により 廃棄物排出量の抑制に取り組んだ。 また回収可能な引火性廃油は自社で蒸留回収し再生利用を行った。 【目標】 特別管理産業廃棄物の種類 燃えやすい廃油 排 出 量 390 t t (今後実施する予定の取組) ②計画 引き続き製造工程の改善及び製造収率の向上に努めると共に、引火性廃油 の再生利用数量を増加させることで、廃棄物の排出数量低減に取り組む。 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 燃えやすい廃油は専用貯蔵タンク及びドラム缶で保管している。 ①現状 保管場所には特別管理産業廃棄物の表示を行い、ドラム缶で保管する場合 は保管場所をその他の廃棄物と区別することで管理をしている。 (今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き特別管理産業廃棄物の表示および保管場所の区分管理を徹底する。 ②計画

自	自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項							
		【前年度(令和5年度)実績						
	①現状	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油					
		自 ら 再 生 利 用 を 行 っ た 特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 量	202. 4 t	t				
		(これまでに実施した取組) 回収可能な引火性廃油の蒸		目に取り組んだ。				
		【目標】						
		特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油					
		自 ら 再 生 利 用 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量	220 t	t				
	②計画	(今後実施する予定の取組) 蒸留回収による再生利用の						
		, <u></u>						
白~	・ 行る性別答理卒業菌		佰					
	011 7 特別官理座耒廃	棄物の中間処理に関する事【前年度(令和5年度)実績						
		特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油					
		自 ら 熱 回 収 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t				
	①現状	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t				
		(これまでに実施した取組))					
		【目標】						
		特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油					
		自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t				
		自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t				
		(今後実施する予定の取組)					

自ら	自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項							
		【前年度(令和5年度)実績】						
		特別管理産業廃棄物の種類 燃えやすい廃油						
		自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ た 0 t 特別管理産業廃棄物の量						
	①現状	(これまでに実施した取組)						
		F 1						
		【目標】						
		特別管理産業廃棄物の種類 燃えやすい廃油						
		自 ら 埋 立 処 分 を 行 う 0 t 特別管理産業廃棄物の量						
	②計画	(今後実施する予定の取組)						
特別	川管理産業廃棄物の処	L理の委託に関する事項						
		【前年度(令和5年度)実績】						
		特別管理産業廃棄物の種類 燃えやすい廃油						
		全 処 理 委 託 量 211.4 t t						
	掛	優良認定処理業者への 処理 委託 量 211.4 t						
		再生利用業者への 処理 委託 量 0 t						
		認定熱回収業者への 処理委託量 0 t						
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量 t						
		(これまでに実施した取組)						
		排出量削減の為の取り組みとして製造工程の改善及び製造収率向上により 廃棄物排出量の抑制に取り組んだ。						

(第5面)

	(第5)			
	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい	発油		
	全 処 理 委 託 量	170	t	t	
	優良認定処理業者への 処理 委託 量	. 1 / ()	t	t	
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1 ()	t	t	
	認定熱回収業者への処理 要 託 量		t	t	
②計画	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処理 委 託 量	0	t	t	
	引き続き製造工程の改善及 の見直しを行い廃棄物排品			-、 议 胂 亿 伊 上 任	
	【前年度(令和5年度)実特別管理産業				
	排 出 (ポリ塩化ビフェニル廃棄	量	413	3.9 t	
電子情報処理組織の使用 に関する事項	(今後実施する予定の取組等) 当事業場では排出した全ての特別管理産業廃棄物について電子マニフェストを使用している。 引き続き電子マニフェストの使用を実施していく。				
※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
- (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。